創刊号
平成16年10月

姶良中央合併協議会だより

編集
姶良中央合併協議会
〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号 国分シビックセンター行政棟（国分市役所）7F
TEL0995-64-0937　FAX0995-64-0940
ホームページ http://www2.airachuou-gappei.jp/index.html
メールアドレス soumu@airachuou-gappei.jp

姶良中央1市5町　（国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町）

姶良中央合併協議会の設置について

今回、一市五町（国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町）による「姶良中央合併協議会」を設置し、市町村合併に関する協議を行うこととなりました。

これは、前身である一市六町（溝辺町を含む）による「姶良中央地区合併協議会」における協議の成果を引き継ぎ、一市五町による合併を確実に目指すために立ち上げたものでありますが、この姶良中央地域においては一市六町による合併が最も望ましいと考えられ、今後、合併特例法による財政支援の適用が受けられる期限までに、溝辺町において一市六町の合併について協議ができる状況になれば、従来までの「姶良中央地区合併協議会」を再開することが同協議会において承認されています。

会長あいさつ

始良中央合併協議会
会長
鶴丸　明人

私、前身の一市六町の協議会会長に引き続きまして、当協議会の会長を務めさせていただくことになりました。微力ではありますが、皆様のご協力をいただき会長としての責務を精一杯務めさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

また、委員の皆様方につきましても、ほとんどの方におかれましては、一市六町の協議会から引き続いて、参加いただいているところでございますが、これまでの協議の進め方や協定項目の内容等につきましても、十分にご理解をいただいていることと存じます。今度、新しく委員になられました四名の方々につきましては、この新たな協議会の設立をされた背景や趣旨などにつきましては、いろいろな機会の中で既にご承知されていらっしゃることと思います。

この「始良中央合併協議会」の立ち上げについては、電算ネットワーク予算等を議決した一市五町による枠組みを基本とする合併を確実に目指すため、新たな合併協議会を立ち上げたものであります。そして、この新たな協議会を立ち上げることにつきましては、溝辺町を含めた一市六町の合併を決して断念したものではなく、今後、「一市六町による合併」が進められる環境が整えば、従来の協議会を再開するものとされているところであります。

委員の皆さん方、この協議会設立の趣旨をどうかご理解いただき、この始良中央地域のより良い合併の実現のためによろしくお願いいたします。

ご案内のとおり、溝辺町を含めた一市六町の合併がこの始良中央地域にとっては最も望ましいことは誰もがそのように認識しているところだろうと思います。しかし、「始良中央地区合併協議会」において、二十八回もの協議を重ね、委員の皆様、まちづくりフォーラムの住民代表の方々、各市町議会議員の方々、幹事会や市役所、役場のすべての職員の方々、これら多くの皆さんが一生懸命に努力をしてこられましたが、残念ながらその集大成とも言うべき、八月に予定していた合併協定項目の調印式や九月の廃置分合の議会への提案など行うことができませんでした。

ここまで頑張ってこられた皆さんのご努力や費やされた時間を考えますと、昨年の四月に「始良中央地区合併協議会」が設立されてからここに至るまでの十七ヵ月間という協議期間を決して無駄にすることなく、一市六町で協議をされたその成果をこの新たな一市五町の合併協議会に繋げて行くことこそが大切ではなかろうかと考えているところであります。そのような意味で、始良中央地域において、現行の合併特例法の適用が受けられる合併を確実に目指すために、委員の皆様のご理解をいただき、一市六町で協議してきた協定項目の決定事項を最大限に活かしながら協議を進めていくべきであり、特に、先ほど事務局長から報告がありました「合併の方式」や「新市の名称」などの基本的合併協定五項目については、早速、本日協議をお願いすることにいたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

当協議会は、一市五町それぞれの議会で議決され、本日より動き出すわけですが、住民の日常生活圏の拡大、地方分権の推進などの背景を踏まえ、どのような状況下においても、始良中央地域における強力な連携のもと、不退転の決意で合併の実現を目指し、当地域が大きく飛躍、発展をし、住民の皆さんが合併をして良かったと思えるような、そういうすばらしい合併の実現を目指していかなければならないものと考えております。

（第一回協議会あいさつから抜粋）

■始良中央合併協議会委員

区　分	役職名等	氏　名
会　長	国分市長	鶴丸　明人
首　長	横川町長	福島　英行
	牧園町長	前田　終止
	霧島町長	吉村　久則
	隼人町長	津田和　操
	福山町長	小原　健彦
議　長	国分市議会議長	西村　新一郎
	横川町議会議長	有光　謙二
	牧園町議会議長	池田　靖
	霧島町議会議長	川畑　繁
	隼人町議会議長	徳田　和昭
	福山町議会議長	川東　清昭
議　員	国分市議会議員	常盤　信一
	横川町議会議員	塩井川　幸生
	牧園町議会議員	榎並　勉
	霧島町議会議員	浦野　義仁
	隼人町議会議員	森　正勝
	福山町議会議員	川畑　征治
学識経験者	国分市	小久保　明和
	国分市	諏訪　順子
	国分市	西　勇一
	国分市	松枝　洋一郎
	横川町	井上　久夫
	横川町	道祖瀬戸　謙二
	横川町	原　京子
	横川町	森山　博文
	牧園町	大庭　勝
	牧園町	山口　茂喜
	牧園町	湯前　則子
	牧園町	脇元　敬
	霧島町	榎木　ヒサエ
	霧島町	上村　哲也
	霧島町	新村　俊
	霧島町	宮田　揮彦
	隼人町	石田　與一
	隼人町	徳永　麗子
	隼人町	永田　龍二
	隼人町	松山　典男
	福山町	岩崎　薩男
	福山町	狩集　玲子
	福山町	砂田　光則
	福山町	松永　譲
	広域枠	児玉　實光
	広域枠	林　麗子
	広域枠	原田　統之介
	広域枠	八木　幸夫

第一回協議会内容

始良中央合併協議会の第一回会議が、九月二十四日国分シビックセンター多目的ホールで開催されました。会議では、新たに合併協議会を設立するまでの経緯等についての説明の後、委員への委嘱状交付、協議会規約の説明等が行われました。

また、一市五町による合併協定項目の協議においては、基本的には一市六町において協議のうえ承認された調整内容を踏襲し、協議、調整を図っていく事が報告され了承されました。

なお、隼人町長　津田和　操委員が入院加療中により、当分の間、協議会に出席できない状態にあるため、隼人町から中村　忠雄助役を町長代理として出席を認めていただきたいとの申し出があり、協議会に諮り、全会一致で了承されました。

【経過報告の主なもの】

○会長、副会長について

会　長　鶴丸　明人（国分市長）
副会長　津田和　操（隼人町長）

○事務所の開設について

国分市役所内に、九月十四日に開設

○予算の執行について

九月十四日から執行

○設立総会の開催時期について

九月二十四日（金）

つづいて、第一回協議会の議事として提案された事項について、次のように協議が行われ承認または継続審議となりました。

【報告事項】

○報告第一号　監査委員の選任について

合併協議会の監査委員として、次の方々の選任報告がありました。

馬渡　亘　横川町監査委員
永崎　泰弘　霧島町監査委員

○合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程等の報告について

合併に関する協議を行うために、必要な諸規程を定めたことの報告が行われました。

△報告第二号　報酬及び費用弁償に関する規程
△報告第三号　幹事会規程
△報告第四号　専門部会規程
△報告第五号　分科会規程
△報告第六号　事務局規程
△報告第七号　財務規程

○報告第八号　合併協議会事業計画及び予算について

合併協議会において、本年度内に実施する業務内容、スケジュール等についての報告と当初予算についての報告がありました。

以上、八件の報告について承認されました。

【議決事項】

○議案第一号　合併協議会会議運営規程について

協議会の会議運営規程について、住民の意見の反映、公平公正な協議の推進、情報の公開及び会議の傍聴等に関して必要な事項を定めた規程が、提案のとおり承認されました。

【協議事項】

○協議第一号　事務事業一元化調整方針について

一市五町による合併を行った場合、現在実施している様々な事務事業等を、以下の基本的な原則に基づいて調整していくことが提案され、協議のうえ承認されました。

△新市に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。（一体性確保の原則）
△住民サービス及び住民福祉の向上に努める。（住民福祉向上の原則）
△負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。（負担公平の原則）
△新市において健全な財政運営に努める。（健全な財政運営の原則）
△行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。（行政改革推進の原則）
△新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める。（適正規模準拠の原則）

○協議第二号　合併協定項目について

合併を行うにあたって、事前に協議調整が必要と見込まれる事項については、一市六町の合併協議の際に設定した項目と同様とすることが提案のうえ承認されました。

また、一市五町における合併協議

においては、一市六町の合併協議会において調整された協定項目内容を基本的に踏襲することが承認されていることから、次のように分類のうえ調整されることも合わせて承認されました。

一　前協議会（一市六町）で承認された合併協定項目と内容に変更がないもの（三十六件）

条例・規則等の取扱い、事務組織及び機構の取扱い、使用料・手数料等の取扱い、補助金・交付金等の取扱い、慣行の取扱い、介護保険事業の取扱い、自治会・行政連絡機構の取扱い、男女共同参画事業、姉妹都市・国際交流事業、電算システム事業、広報・広聴関係事業、消防防災関係事業、窓口業務、保健衛生事業、環境衛生事業、障害者福祉事業、高齢者福祉事業、その他福祉事業（人権、養護老人ホーム、老人医療）、農林水産関係事業（林業、水産業）、商工・観光関係事業、建設関係事業、上・下水道事業（下水道）、学校教育事業、コミュニティ施策、社会教育事業、情報公開制度、社会福祉協議会関係事業、第三セクター等関係事業（第三セクター）、病院関係事業、その他事業（指定金融機関、選挙管理委員会関係事務、契約関係事務、温泉事業）

二　前協議会（一市六町）と枠組みが変わることにより文言整理を行う必要があるもの（十六件）

財産の取扱い、地域審議会の設置、一般職の職員の身分の取扱い、特別職の身分の取扱い、一部事務組合などの取扱い、公共的団体等の取扱い、消防団の取扱い、交通関係事業、児童福祉事業（児童福祉、保育所）、生活保護事業、農林水産関係事業（農業、耕地）、上・下水道事業（水道）、第三セクター等関係事業（開発公社）、その他事業（企画関係事業）

三　前協議会（一市六町）で承認された合併協定項目と内容に実質的に変更があるもの（七件）

新市まちづくり計画、農業員会委員の定数及び任期の取扱い、地方税の取扱い、町名・字名の取扱い、国民健康保険事業の取扱い、納税関係事業、その他事業（交通災害共済事業）

四　基本的合併協定五項目（五件）

合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置、議会議員の定数及び任期の取扱い

○協議第三号　合併の方式について

合併の方式について、協議のうえ次のとおり承認されました。

国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

○協議第四号　合併の期日について

合併の期日について、次のとおり提案を行い協議いたしましたが、委員より「持ち帰り協議を行いたい」との意見があり、継続協議となりました。

合併の期日は、平成十七年（西暦二〇〇五年）七月十九日とする。

○協議第五号　新市の名称について

新市の名称について、協議のうえ次のとおり承認されました。

新市の名称は、「霧島市」とする。

○協議第六号　新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、協議のうえ次のとおり承認されました。

一　新市の事務所（本庁）の位置については、当面は、国分市中央三丁目四五番一号（現国分市役所）に置き、新市において検討する。

二　事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように、当面は、「総合支所方式」とし、現在の国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場を全て総合支所として、また、現在の牧之原支所は支所とする。将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については、新市において検討する。

三　庁舎建設については、当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討する。

○協議第七号　議会議員の定数及び任期の取扱いについて

新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについては、委員より「選挙区ごとの定数の算出方法について見直すべき」との意見が出され、協議のうえ次のとおり提案内容を一部修正のうえ承認されました。

新市の議会議員の定数は、三十四人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第六条第一項を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間（四年間）に限り、新市の議会議員の定数を四十六人（提案内容　四十四人）とする。また、選挙区については、関係市町の区域ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

国分市の区域　十七人（提案内容　十六人）
横川町の区域　四人
牧園町の区域　五人（提案内容　三人）
霧島町の区域　四人

隼人町の区域　十二人
福山町の区域　四人
なお、特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設定しない。

○協議第八号　新市まちづくり計画の策定方針について

新市まちづくり計画とは、住民の皆さんにとっては、合併の是非を判断する材料となり、また新市においては、合併後のまちづくりを総合的、効果的に推進するための基本計画となるものです。

この計画の策定にあたっても、一市六町の合併協議において策定された「新市まちづくり計画」を踏襲し、新たに一市五町におけるまちづくり計画を策定することが提案され、協議のうえ承認されました。

■平成16年度 姶良中央合併協議会 当初予算

歳　入　（単位:円）

	予算額	内　訳
負　担　金	27,060,000	構成市町負担金4510千円×6市町
諸　収　入	1,000	預金利子
計	27,061,000	

歳　出　（単位:円）

	予算額	内　訳
会議費	4,585,000	報酬、費用弁償、需用費、委託料、使用料
事務局費	7,597,000	報酬、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、備品購入、負担金
事務事業調査費	735,000	委託料
まちづくり計画策定費	3,867,000	旅費、印刷製本費
広報費	8,822,000	印刷製本費
ホームページ費	955,000	委託料
予備費	500,000	
計	27,061,000	

合　併　手　続　き　の　概　要

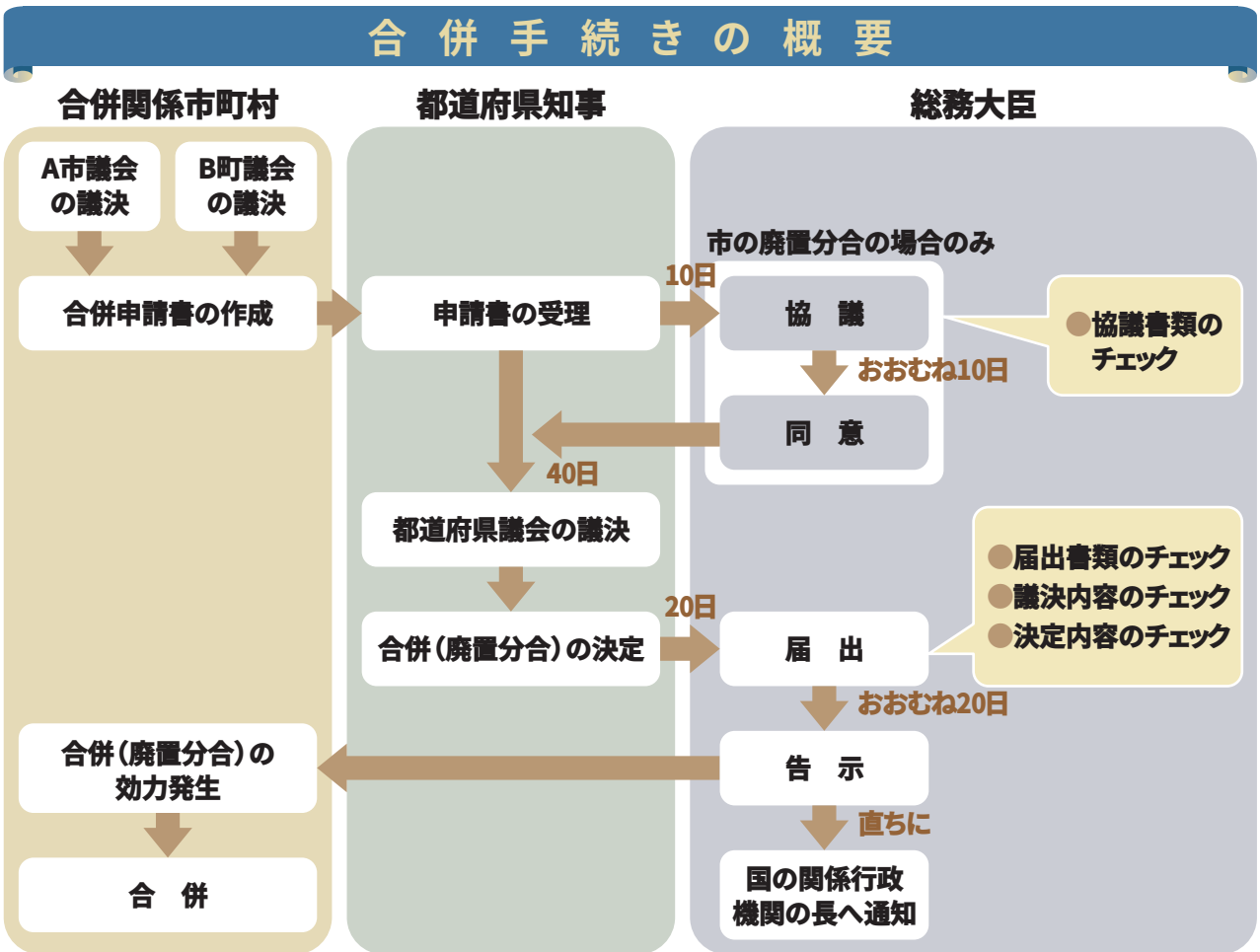

姶良中央合併協議会の協定項目協議状況

協定項目	承認済	提案中	未協議
1、合併の方式	◎		
2、合併の期日		○	
3、新市の名称	◎		
4、新市の事務所の位置	◎		
5、財産の取扱い			△
6、新市まちづくり計画			△
7、議会議員の定数及び任期の取扱い	◎		
8、地域審議会の設置			△
9、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い			△
10、地方税の取扱い			△
11、一般職の職員の身分の取扱い			△
12、特別職の身分の取扱い			△
13、条例、規則等の取扱い			△
14、事務組織及び機構の取扱い			△
15、一部事務組合等の取扱い			△
16、使用料、手数料等の取扱い			△
17、公共的団体等の取扱い			△
18、補助金、交付金等の取扱い			△
19、町名・字名の取扱い			△
20、慣行の取扱い			△
21、国民健康保険事業の取扱い			△
22、介護保険事業の取扱い			△
23、消防団の取扱い			△
24、自治会・行政連絡機構の取扱い			△

協定項目	承認済	提案中	未協議
25、各種事務事業の取扱い			
(1)　男女共同参画事業			△
(2)　姉妹都市・国際交流事業			△
(3)　電算システム事業			△
(4)　広報広聴関係事業			△
(5)　納税関係事業			△
(6)　消防防災関係事業			△
(7)　交通関係事業			△
(8)　窓口業務			△
(9)　保健衛生事業			△
(10) 環境衛生事業			△
(11) 障害者福祉事業			△
(12) 高齢者福祉事業			△
(13) 児童福祉事業			△
(14) 生活保護事業			△
(15) その他の福祉事業			△
(16) 農林水産関係事業			△
(17) 商工・観光関係事業			△
(18) 建設関係事業			△
(19) 上・下水道事業			△
(20) 学校教育事業			△
(21) コミュニティ施策			△
(22) 社会教育事業			△
(23) 情報公開制度			△
(24) 社会福祉協議会関係事業			△
(25) 第三セクター等関係事業			△
(26) 病院関係事業			△
(27) その他事業			△

◎承認済：協議会の会議において承認済み
○提案中：協議会へ提案中又は小委員会で協議中
△未協議：協議項目として未提案

※平成16年9月末現在における協議状況です。

協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則として毎月第2・第4木曜日の午後1時30分から開催されます。会場は、国分シビックセンター複合施設棟2F多目的ホールです。

傍聴者の定員は30名となっています。希望される方は、会議当日に傍聴者受付までお越しください。

なお、会議開会15分前から傍聴証を発行しますが、15分前における傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。

当面の協議会開催日程

第2回協議会　10／14（木）　第3回協議会　10／28（木）
第4回協議会　11／4（木）　第5回協議会　11／18（木）

（今後の協議会は、状況により開催日程が追加又は変更される場合があります。）

ご意見、ご質問をお寄せください

合併に関してご意見、ご質問等がありましたら、合併協議会事務局又は各市町合併担当課までご連絡ください。

姶良中央合併協議会事務局　〒899-4394　国分市中央三丁目45番1号
国分シビックセンター行政棟（国分市役所）7階
TEL　0995-64-0937　FAX　0995-64-0940